

登録者倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）に登録する競技者、指導者、審判員、競技役員（以下「登録者」という）に対し禁止される行為を定めることにより、登録者としての責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らし逸脱する行為を行うことを防止することを目的とするものである。

(登録者の責務)

第2条 登録者は、法令及び本協会の定めた諸規程や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、ハンドボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(禁止事項)

第3条 登録者は、次に掲げる行為に及んではならない。

- (1) 登録者として著しく品位又は名誉を傷つけること
- (2) 本協会が禁止した競技会等に参加すること
- (3) 選抜された選手等を代表チームに派遣しないなど、本協会の決定した方針に従わないこと
- (4) セクシャルハラスメント、暴力行為、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること
- (5) 禁止薬物の使用等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること
- (6) 本協会が認めない競技会等に事前の了承なく、参加又は開催のために金品を収受すること
- (7) 競技における不正を目的として、役員、審判員、相手チーム関係者等との間で金品を授受し、又はそれらの者に対し不正を目的とした接触を図ること
- (8) 選手の進路に関わる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと
- (9) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手本人又は関係者（保護者、指導者、代理人等が含まれるがその限りでない）から、社会通念上許容される限度を超えて利益の供与を受け又はそれらの者に利益を供与する事。ただし、企業等から選手の所属する組織（学校又は後援会等）に対して寄附申し出があり、当該組織内において適切に会計処理がなされた場合はこの限りではない
- (10) 都道府県協会から承認された招待試合を除き、合宿等の交通費、宿泊費などを企業等に負担させること

(1 1) 法令等に違反する行為に及ぶこと

(1 2) その他著しくスポーツマン精神に反する行為に及ぶこと

- 2 登録者の行為が前項各号に定める行為に当たるか否かの判断に際しては、法令、社会通念、本規程又は本協会が定める他の規程の定めるところによるほか、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」に定める基準に準拠するものとする。

(処分)

第4条 登録者が前条第1項各号に違反した場合、理事会の決定により、その違反の程度に応じ、注意、厳重注意、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は無期限の停止若しくはその他の処分を行う。

- 2 理事会が前項の決定を行う場合、当事者に対し弁明の機会を与えなければならない。また、必要に応じ倫理委員会の意見を聞かなければならない。

- 3 理事会が本条に定める処分を決定する場合の基準は別表に定めるとおりとする。ただし、理事会は別表に定めのない場合、倫理委員会の意見を踏まえ、自らの合理的な判断により処分を決定することができる。

付則 1. この規程は、平成16年6月5日より施行する。

2. この規程は、令和元年6月8日より施行する。

登録者倫理規程 別表

本規程第3条第1項の処分の基準を次の通り定める。

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）（第4号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が障害を負わなかった	資格停止6か月
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	資格停止12か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動（第4号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 【本基準を準用しうる類似事案】指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動（第4号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）（第4号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）（第4号関係）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等	

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等。</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等</p>	